

平成十五年内閣府・財務省令第七号

株式会社産業再生機構法第八章に規定する
 預金保険機構の業務の特例等に関する命令
 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第
 三十六条第二項及び株式会社産業再生機構法（平
 成十五年法律第二十七号）第五十三条において読
 み替えて適用する預金保険法第四十四条の規定に
 基づき、株式会社産業再生機構法第八章に規定す
 る預金保険機構の業務の特例等に関する命令を次
 のように定める。

（業務の特例に係る業務方法書の記載事項）

第一条 預金保険機構（以下「機構」という。）
 が株式会社産業再生機構法（以下「法」とい
 う。）第四十七条第一項に規定する業務を行う
 場合には、預金保険法第三十六条第二項に規定
 する内閣府令・財務省令で定める事項は、預金
 保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十
 八号）第一条の二各号に掲げる事項のほか、次
 に掲げる事項とする。

- 一 法第四十七条第一項第一号の規定による株
 式会社産業再生機構への出資に関する事項
- 二 その他法第四十七条第一項に規定する業務
 の方法に関する事項

（区分経理）

第二条 機構は、法第四十八条に規定する産業再
 生勘定において整理すべき事項がその他の勘定
 において整理すべき事項と共通の事項であるた
 め、産業再生勘定に係る部分を区分して整理す
 ることが困難なときは、当該事項については、
 機構が金融庁長官及び財務大臣の承認を受けて
 定める基準に従って、事業年度の期間中一括し
 て整理し、当該事業年度の末日（産業再生勘定
 の廃止の日）現在において各勘定に配分すること
 により整理することができる。

2 機構が、法第四十七条第一項に規定する業務
 を行う場合には、預金保険法施行規則第三条中
 「及び危機対応勘定（法第二百一十一条第一項に
 規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。）」と
 あるのは、「危機対応勘定（法第二百一十一条第
 一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同
 じ。）及び産業再生勘定（株式会社産業再生機
 構法（平成十五年法律第二十七号）第四十八条
 に規定する産業再生勘定をいう。以下同じ。）」
 と、同令第六条中「及び危機対応勘定」とある
 のは、「危機対応勘定及び産業再生勘定」とす
 る。

（利益及び損失の処理）

第三条 機構は、産業再生勘定において、毎事業
 年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業
 年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があ
 るときは、その残余の額は、積立金として整理
 しなければならない。

2 機構は、産業再生勘定において、毎事業年度
 の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定
 による積立金を減額して整理し、なお不足があ
 るときは、その不足額は、繰越欠損金として整
 理しなければならない。

（借入金の認可の申請）

第四条 機構は、法第四十九条第一項又は第二項
 の規定により日本銀行、預金保険法第二条第一
 項に規定する金融機関その他の者からの資金の
 借入れの認可を受けようとするときは、預金保
 険法施行規則第十六条第一項各号に掲げる事項
 及び借入先を記載した申請書を金融庁長官及び
 財務大臣に提出しなければならない。

附 則

この命令は、法の施行の日から施行する。